

# 平成 26 年度埼玉県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月  
埼玉県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	① 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1】地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制 充実支援事業	【総事業費】 1,404,314千円
事業の対象 となる区域	県全域	
事業の実施主体	埼玉県医師会又は医療機関	
事業の目標	全ての市町村が平成30年度までに介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業を実施できるよう、県が基礎となる仕組みとして医療面の連携を中心とした在宅医療提供体制の充実のための拠点を整備する。 在宅医療連携拠点 平成27年度：15か所／平成28～29年度：30か所	
事業の期間	平成27年1月～令和3年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の達成 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度においては、事業の検討会を開催し、平成27年度に在宅医療連携拠点を整備する15地域を決定、市町村や県医師会・郡市医師会との調整を行い、県内15の地域において在宅医療連携拠点を整備した。</li> <li>・平成28年度においては、市町村及び県医師会・郡市医師会との調整を行い、県内14地域（H27整備数と合わせ計29地域）において在宅医療連携拠点を整備した。</li> <li>・残り1地域は平成29年4月3日に整備が整い、県内に30ある全ての郡市医師会の地域において在宅医療連携拠点の設置が完了した。</li> <li>・平成30年度は、県内郡市医師会の各地域に在宅療養患者が急変した際の入院先ベッドを1日1床確保したほか、啓発用DVDを2,000枚作成・配布するなど「アドバンス・ケア・プランニング」の普及に取り組み、在宅医療提供体制の充実を図った。</li> </ul>	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療提供体制充実のために、全県30地域で在宅医療連携拠点を整備する具体的な手順が明確になった。在宅医療連携拠点を設置し、介護にも精通した看護師等をコーディネータとして配置することで、在宅を希望する方を訪問診療医や訪問看護師などの関係職種につなぎ、患者や家族からの相談及び介護職等の関係職種からの医療面の相談に応じる体制が地域に構築された。</p> <p>一時的に急変した場合の入院先ベッドを地域の医療機関に確保し、医師の負担の軽減につながるなど、訪問診療を行う医師へのインセンティブの一つとなった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県全体で在宅医療提供体制充実のための大枠の考え方を整理することができた。関係市町村が平成30年度に介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携に関する相談支援を実施できる体制が整った。在宅医療連携拠点を設置することで、地域の医療機関や介護事業者及び住民への認知も広がり、在宅医療・介護の連携が推進された。</p> <p>各拠点の横連携が広がることで、退院支援の具体的な事例、地域包括支援センター等との連携状況などを共有し、全体のレベルアップにつながった。</p>	
その他		

事業の区分	① 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2】訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	【総事業費】 71,919 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	埼玉県看護協会、埼玉県訪問看護ステーション連絡協議会	
事業の目標	<p>訪問看護分野の研修を行うことにより、訪問看護の人材育成を図る。また、全県をカバーするワンストップ窓口を設置し、退院支援の仕組みづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護人材育成研修 3人</li> <li>・訪問看護ステーション人材確保支援事業 20人</li> <li>・訪問看護事業所管理者研修 80人</li> </ul>	
事業の期間	平成27年1月～令和3年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の達成状況	<p>平成26年度においては、訪問看護の人材育成プログラム作成のための検討会を開始した。</p> <p>平成27年度においては、訪問看護の人材育成プログラム作成を行い、訪問看護師に対する研修・指導の標準化が図られた。</p> <p>平成28年度においては、訪問看護の人材育成プログラムを活用し、継続的な研修の実施及び新人訪問看護師の育成を行った。</p> <p>平成29年度においては、訪問看護の人材育成プログラムを活用し、継続的な研修の実施及び新人訪問看護師の育成を行った。</p> <p>平成30年度においては、訪問看護の人材育成プログラムを活用し、継続的な研修の実施及び新人訪問看護師の育成を行った。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問看護ステーションに就職する新卒・既卒看護師に対する教育プログラム作成に向けた具体的手順が明確になった。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護における人材確保の必要性を整理することができた。</p>	
その他		

事業の区分	② 医療従事者の確保のための事業	
事業名	【No. 14】看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	【総事業費】 856,233 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会	
事業の目標	看護師等養成所の教育内容を充実させる。 ・キャリアアップ研修会 85 人から 100 人 ・看護師等養成所への助成 49 校（令和 1 年度）	
事業の期間	平成 26 年 4 月～令和 2 年 3 月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、キャリアアップ研修会（85 人参加）の実施により、看護師等養成所の教育内容が充実した。 平成 27 年度においては、キャリアアップ研修会（212 人参加）の実施により、看護師等養成所の教育内容が充実した。 平成 28 年度においては、専任教員養成講習会開催のため、関係機関との連絡調整を行った。 平成 29 年度においては、専任教員養成講習会の平成 30 年度開催に向けた準備を行った。	
事業の有効性と効率性	（１）事業の有効性 看護師等養成所に勤務する看護教員の資質向上により、基礎看護教育の養成力の強化、充実が図られた。 （２）事業の効率性 埼玉県全体での実施により、現場に対応でき、優れた能力を発揮できる看護師等の確保を効率的にできたと考える。	
その他		